様式第64（第48条の２関係）（平２通産令41・追加、平５通産令75・平７通産令57・平８通産令79・平９通産令117・平10通産令87・平11通産令132・平15経産令141・平27経産令６・令元経産令１・令２経産令92・一部改正）

除斥（忌避）申立書

（令和　　年　　月　　日）

特許庁長官　　殿

1　審判事件の表示

2　申立人

（識別番号）

住所（居所）

（電話又はファクシミリの番号）

氏名（名称）

3　代理人

（識別番号）

住所（居所）

（電話又はファクシミリの番号）

氏名（名称）

4　申立の趣旨

5　申立の理由

6　疎明方法

7　添付書類又は添付物件の目録

〔備考〕

1　「審判事件の表示」の欄には、「無効○○○○―○○○○○における審判官（審判書記官）除斥（忌避）申立事件」のように記載する。

2　「申立の趣旨」の欄には、「無効○○○○―○○○○○事件における審判官（審判書記官）○○は、審判の職務の執行から除斥するとの決定を求める。」、「無効○○○○―○○○○○事件における審判官（審判書記官）○○に対する忌避は、理由あるものとの決定を求める。」のように記載する。

3　「疎明方法」の欄には、除斥（忌避）の理由を裏付けるに必要な疎明を記載する。

4　「（識別番号）」は、拒絶査定不服審判事件（特許出願についてするものに限る。）について審判官（審判書記官）除斥（忌避）の申立てをする場合に限り記載する。ただし、識別番号の通知を受けていない者については、「（識別番号）」の欄は設けるには及ばない。

5　その他は、様式第３の備考１から３まで、７から11まで及び14から16まで、様式第57の備考２並びに様式第61の２の備考４及び７と同様とする。